

コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ（以下「当法人」という。）が、直面し又は将来において直面する可能性のあるコンプライアンス（法令及び当法人の定める各種規則の遵守をいうがこれに限られない。以下、同じ。）に関する諸問題を適切に処理し、以て、当法人の事業活動を公正かつ適正に運営するための組織及び施策の実施についての原則を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 この法人の役員及び職員（当法人の従業員及び当法人から業務の委託を受ける者、当法人の事業活動に関与するボランティアを言う。以下、役員を含め「役職員等」という。）は、当法人が別に定める倫理規程（以下、「本倫理規程」という。）の内容を理解し、当法人の事業活動に従事するに際しては本倫理規程の内容に従うものとする。

(コンプライアンス管理機関)

第3条 当法人は、第1条の目的を達成するために、以下に掲げる機関を置く。

- (1) コンプライアンス担当理事
- (2) コンプライアンス委員会
- (3) コンプライアンス事務局

(コンプライアンス担当理事)

第4条 コンプライアンス担当理事は、定員を1名以上とし、当法人の理事の中から、理事会の決議により理事長が任命する。

(コンプライアンス担当理事の職務)

第5条 コンプライアンス担当理事は、コンプライアンスに関する一切の事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策の立案及び実施を行わなければならない。

- 2 コンプライアンス担当理事は、前項の職務の実施するために、以下の職務に任じる。
 - (1) コンプライアンス施策実施の責任者
 - (2) コンプライアンス違反事例対応に関する統括責任者
 - (3) コンプライアンス委員会の委員
- 3 コンプライアンス担当理事は、理事会に対し、当法人のコンプライアンスに関する事項について、定期的に報告しなければならない。

(コンプライアンス委員会)

第6条 コンプライアンス委員会の委員は以下に掲げる者に委嘱するものとする。

- (1) 当法人のコンプライアンス担当理事
 - (2) 前号に掲げる他、当法人が特に指定した理事
 - (3) 当法人の監事のすべて
 - (4) 外部有識者
- 2 コンプライアンス委員会の委員の数は3名以上とする。なお、当法人は、委員の委嘱にあたって、当法人の理事が、委員総数の過半数を超えないよう努めるものとする。
 - 3 コンプライアンス委員会の委員長及び副委員長は、コンプライアンス委員の互選により決定する。
 - 4 コンプライアンス委員会の委員長及び副委員長の任期は、就任から1年以内に開催される定例委員会のときまでとする。ただし、後任の委員長及び副委員長が選任されるまでの間、委員長及び副委員長は引き続きその任に就くものとする。

5 第1項に関わらず、コンプライアンス委員会が取り扱う議事の内容に利害関係を有する委員は、当該議事に関しては参加をすることができない。

(コンプライアンス委員会事務局)

第7条 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス委員会に関する庶務を処理させるために、コンプライアンス委員会事務局を設置する。

2 コンプライアンス委員会事務局の事務局長は、コンプライアンス事務局の長を以て、これに充てる。

(コンプライアンス委員会の職務)

第8条 コンプライアンス委員会は、以下に掲げる事項に関し、コンプライアンス担当理事の諮問に対し答申を行わなければならない。

- (1) コンプライアンスに関する施策の検討及び実施方法
- (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
- (3) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析及び検討
- (4) コンプライアンス違反関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定
- (5) 第3号の原因の究明に向けた分析及び検討の結果並びに第4号の処分及び再発防止策の確実な実施と公表
- (6) その他、コンプライアンス担当理事が諮問した事項

2 前項に定めるもののほか、コンプライアンス委員会は当法人のコンプライアンスに関する事項について、委員の過半数の決議により、当法人の理事に対して勧告を行うことができる。

(コンプライアンス委員会の開催)

第9条 コンプライアンス委員会は、定例委員会として、毎年3月に、委員長が招集する。

2 前項に関わらず、コンプライアンス担当理事は、委員長及び副委員長のいずれかに欠員が生じたときは、臨時に定例委員会を招集し、コンプライアンス委員会に対して、委員長及び副委員長の選任を求めることができる。

3 前2項に定める他、委員長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時委員会を招集することができる。

4 委員は、コンプライアンスに関する事項について勧告をすることが必要である考えるとときは、委員長に対して委員会の招集を求めることができる。このとき、委員長が委員会の招集を行わないときは、委員長はその理由を委員会の招集を求めた委員に通知しなければならない。

(コンプライアンス委員会委員長及び副委員長の職務)

第9条の2 コンプライアンス委員会の委員長は、前条に定める他、コンプライアンス委員会を代表し、コンプライアンス委員会の活動を統括する。

2 コンプライアンス委員会の委員長が事故によりその職務を行えないときは、副委員長がその職務を代行し、副委員長も事故によりその職務を行えないときは、コンプライアンス担当理事がコンプライアンス委員の中から職務代行者を指名してその職務を行わせるものとする。

(コンプライアンス事務局)

第10条 コンプライアンス事務局の事務は、当法人総務部が所掌する。

2 コンプライアンス事務局は、コンプライアンス担当理事の職務を補佐し、当法人のコンプライアンス関わる一切の事項に関する企画及び運営を行う。

3 コンプライアンス事務局は、当法人のコンプライアンスに関する状況、その他コンプ

ライアンスにかかる一切の事項をコンプライアンス担当理事及びコンプライアンス委員会に定期的に報告する。

(コンプライアンス違反行為の報告及び調査)

第11条 役職員等は、本倫理規程その他法令または当法人の定める規定に違反する行為、若しくはこれらに該当するおそれがある行為（以下、「コンプライアンス違反行為」という。）があると判断したときは、これを速やかにコンプライアンス事務局、又はコンプライアンス担当理事に報告しなければならない。

2 コンプライアンス事務局の長は、コンプライアンス事務局がコンプライアンス違反行為の報告を受けたときは、受領した全ての情報を、コンプライアンス担当理事に報告するとともに、コンプライアンス担当理事の指揮のもと、当該コンプライアンス違反行為に関する事実関係を調査しなければならない。

3 コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス違反行為に関する報告を受領したときは、コンプライアンス事務局に速やかに事実関係の調査を命じるとともに、コンプライアンス違反行為に対する対応策を講じなければならない。

(コンプライアンス教育)

第12条 当法人の役員は、役職員等に対してコンプライアンスに関する周知を行わなければならぬ。

2 役職員等は、本倫理規程を含むコンプライアンスに関する事項について、自ら進んで情報を収集しなければならぬ。

(改廃手続き)

第13条 この規定を改正し又は廃止するときは、理事会の決議をもって行わなければならぬ。

2 この規定を改正し又は廃止しようとするときは、コンプライアンス担当理事は、その旨を速やかに監事に通知しなければならぬ。このとき、監事は改正又は廃止が不適切であると思慮するときは、速やかにその旨の意見を理事に対して述べなければならない。

附 則

この規程は、2020年6月1日から施行する。（2020年5月3日理事会決議）

2022年5月19日改定

附 則

この改定規程は、2022年6月1日から施行する。